

沖縄防衛局国民保護連絡会議設置運営要領を次のように定める。

平成19年11月8日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局国民保護連絡会議設置運営要領

改正 令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号

第1 設置

防衛省の所掌する国民保護措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、防衛省国民保護計画（法第33条第1項に基づき、防衛省が作成する国民の保護に関する計画をいう。以下同じ。）を実施するため、沖縄防衛局（以下「局」という。）に沖縄防衛局国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

第2 運営

連絡会議は、次に掲げる事項に関し、局において必要な連絡調整を行う。

- (1) 緊急時のための連絡網の作成その他の局内の連絡体制及び参集体制の整備
- (2) 防衛省本省、管轄区域内の指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
- (3) 沖縄防衛局国民保護対策本部が設置された場合の各部課等の事務分掌の整備
- (4) 防衛省国民保護計画（局に係る部分に限る。）に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
- (5) 平素における関係機関との連携
- (6) その他必要な事項

第3 組織等

1 連絡会議は沖縄防衛局長（以下「局長」という。）が主宰するものとし、その構成員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 次長
- (2) 総務部長
- (3) 企画部長
- (4) 調達部長
- (5) 管理部長
- (6) 労務管理官
- (7) 地方協力確保課長

2 局長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる者（以下「構成員」という。）以外の関係のある職員を連絡会議に出席させるものとする。

3 連絡会議の庶務は、各部課等の協力を得て、企画部地方協力確保課（以下「事務局」

- 1 構成員（あらかじめ代理として指定された者（以下「代理者」という。）を含む。）は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにする。
- 2 構成員は、武力攻撃事態等において、即時に参集することができるよう、平常時から局への複数の交通手段を確認しておくものとする。
- 3 人事異動等により、構成員が変更された場合には、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、代理者においては、その旨を地方協力確保課長に報告するものとする。

第5 参集体制の整備

緊急時の初動を速やかに行い、武力攻撃事態等において適切な措置を講じるため、職員の参集基準等は以下のとおりとする。

なお、アからエまでのいずれの体制を執るかは、事態の状況に応じて地方調整課長が判断し、局長及び構成員並びに各防衛事務所長に連絡するものとする。また、連絡を受けた構成員（次長を除く。）及び各防衛事務所長は、その部下の職員に周知するものとする。

【職員の参集基準】

体制	参集基準	
ア 事務局体制	地方協力確保課長があらかじめ指定する職員が参集	
イ 全部課等体制	原則として、沖縄防衛局国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は個別の事態に応じその都度判断	
ウ 沖縄防衛局国民保護対策本部体制	全職員が参集	
エ 沖縄防衛局緊急対処事態対策本部体制		
事態の状況】		
事態の状況	参集基準	体制
事態認定前	政府に武力攻撃対策本部が設置される蓋然性は低い が、情報収集等の対応が必要な場合	ア
	政府に武力攻撃対策本部が設置される蓋然性が高い 場合	イ
事態認定後	沖縄防衛局国民保護対策本部を設置	ウ

【連絡体制等】

- ① 事務局は、地方協力確保課長が執ることを決めた体制を、あらかじめ指定する総務部、企画部、調達部及び管理部の連絡員（以下「各部連絡員」という。）、労務対策官 に対し速やかに通知するものとする。
- ② 各部連絡員は、その部に置かれている課等へ通知するものとする。
- ③ 構成員（次長を除く。）は、各部連絡員をあらかじめ事務局に登録するものとする。
- ④ 事務局は、前記①で通知した内容を必要に応じ防衛省本省へ通知するものとする。

第6 防衛事務所における体制の整備

各防衛事務所長は、平素から、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、所要の体制を整備しておくものとする。

附則

この要領は、平成19年11月8日から施行し、同年10月5日から適用する。

附則（令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。